

和光市庁舎議会棟1階  
有効活用事業者公募要項

和 光 市

## 1 有効活用事業者の募集について（はじめに）

現在の市庁舎が完成した平成5年から、多くの市民、市役所やサンアゼリアへの来訪者及び職員等を対象に昼食や軽食、又は大人数での会食を目的としたレストランが2店舗営業を行っていました。しかし、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大による会食機会の減少や電気・ガスをはじめとする燃料費等の高騰を受け、相次いで事業者が撤退することとなりました。この結果、市役所及びサンアゼリア周辺では、飲食できるスペースがなくなり、また、にぎわいも失われることとなりました。

このため、議会棟1階スペースを有効活用し、レストラン、カフェ、コンビニエンスストア、自動販売機などを設置することで、市民や来訪者等が利用でき、憩いの場と賑わいの創出、市議会議員や職員の福利厚生の拡充を目指して、最もふさわしい事業者を募集、選定することとしました。

なお、事業者の募集に当たっては、事業者の創意工夫、独創性のある提案を求め、使用料や光熱水費の減免、過度とならないイニシャルコストやランニングコストを市が負担することについても検討の余地を含めております。提案する事業者の要望を最大限に受けながら、調整を図ってまいります。

## 2 対象施設について

### (1) 施設の概要

- ア 名称：和光市役所議会棟1階
- イ 所在地：和光市広沢1番5号
- ウ 貸出施設：厨房及び市民ロビー
- エ 貸出最大床面積：約252㎡

※施設については、現状有姿での貸出を予定しています。

提供する事業・サービス等の内容に応じて、必要な施設・面積を貸し出すものとします。

### (2) これまでの経緯と現状、評価

今回公募する和光市庁舎議会棟1階については、市庁舎が完成した平成5年から令和3年3月まで、レストランが営業を行っておりました。その後、近隣に設置された「わぴあ」内の市民プールにおける教室申し込み会場として、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン住民接種会場の待機場所として、マイナポータルポイント付与の対応会場として、市内で発生した濁り水に対する補償等の受付会場として臨時的な活用がされてきました。

レストランが設置されているときは、ランチ時間帯を中心に営業しており、要望が

ある場合には、土日やディナー時間帯において会食等に利用されておりました。レストランがなくなり、食事の提供主体がなくなってしまったものの、近年の職員数の増加を受け、職員休憩室が手狭になっていることから、現在は、昼食時に、職員が食事スペースとして利用しているのが主な現状となっております。また、来庁された市民が休憩スペースとして利用していることも見受けられます。このことから、令和5年度には、飲料の自動販売機を設置し利用者の利便性の向上を図りました。

また、市民文化センターについては、座席数に対してホワイエが小さく、来訪者は入場時間まで館内に入ることができず、また、議会棟1階のスペースも平日昼間しか解放していないため、市民広場などで「時間をつぶす」方が多くいらっしゃいます。

今回、議会棟1階を運営する新たな事業者を公募することになりますが、事業者にはこれらの現状を理解し、多くの方が利用し、憩いの場として提供していただけることを望みます。

### (3) 職員数

約800人

#### ※参考【周辺施設】

- ア 市民文化センター（大ホール1,286席、小ホール300席）
- イ わぴあ（おふろの王様、総合児童センター、市民プール）
- ウ 西大和団地（約1,300世帯）、広沢自衛隊官舎（約1,200世帯）

### (4) 休庁日及び出入口の開閉時間

現在、和光市の休日を守る条例、和光市庁舎管理規則において、次のとおり、規定されています。なお、事業者の提案を受け、庁舎出入口の開閉時間については市と協議することができるものとします。

#### ア 休庁日

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日

※ただし、毎月第3土曜日午前中については休日開庁を実施しています。

また、毎年12月29日は全館停電を実施し、保守点検を実施します。

#### イ 庁舎出入口の開閉時間

アに規定する日を除き、午前7時30分から午後6時まで

## 3 貸付期間

令和7年1月1日から5年間程度

※事業者の提案をもとに、協議のうえ、決定します。

#### 4 運営に関する条件

以下に定める事項を、事業者が運営する際の基本的な条件とさせていただきます。市役所庁舎内となることから、市の品位を傷つけることのないよう留意してください。なお、既存施設の用途変更となる事業を運営することはできません。

##### (1) 基本的な条件

ア 市民、市庁舎・サンアゼリア来訪者及び職員等が利用でき、食事や軽食を提供できるサービスを提供してください。コンビニエンスストアなどの店舗とする場合は、イートインスペースを設置・考慮してください。

イ 庁舎開庁日は、必ず営業をしてください。

ウ 車いす利用者や高齢者等の利用に配慮したレイアウトにしてください。

エ 看板等を設置する場合は、事業者の負担により設置してください。また、看板等の場所は、市が許可した場所となります。看板等のデザインについては、市と協議する必要があります。

オ 店舗内や厨房等の衛生管理、清掃および害虫駆除等を行い、衛生管理と感染予防に努めてください。また、店舗内や厨房で発生した食品衛生法上の問題等については、全て事業者の負担と責任において対処するものとします。

カ 無人店舗の場合は、ゴミ箱等の設置・ごみの回収を実施してください。

キ 改修工事、設備の修繕等を行うときは、事前に市の承認を得るものとします。

ク 営業許可等に関する市や監督官庁への申請・届出、その他各店舗の営業に関して必要な一切の手続きは、事業者の責任において行うものとします。

ケ 店舗運営により発生する廃棄物の処分については、事業者の責任で行わなければなりません。なお、費用は事業者の負担となります。

コ 事業者は、常にサービスの向上に努めてください。また、苦情等には責任を持って適切に対応し、その内容及び対応状況を速やかに市に報告してください。

サ 事業者は、提出した企画提案書に基づき、自らの責任と負担において、各店舗の運営に必要な設置工事（通信回線の敷設、必要機器の設置等）を行うことが原則となります。設置工事については、事前に市と設計及び施工上の協議をし、確認を受けた後に着工しなければなりません。市は工事終了後に確認を行い、この確認をもって工事が完了したものとします。

シ 仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れることとし、販売商品の瑕疵については、事業者が全ての責任を負うこととします。また、商品の安全

管理には十分配慮するとともに、取扱商品については適温管理を行い鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守しなければなりません。

ス 商品等の搬入・搬出時間、経路、荷卸場所等については、市の指示に従ってください。来庁者等の安全に十分配慮のうえ、通行の妨げにならないよう可能な限り短時間で行ってください。

セ 厨房設備、備品等は原則として事業者が設置するものとし、運営において発生する消耗品やそれ以外に必要なものがある場合は、事業者の費用負担とします。現在、厨房内に設置している厨房機器、その他備品については、市と協議のうえ、継続して使用することが可能となります。

ソ 施設は職員等も利用します。食事を提供するレストラン等を運営する場合には、テイクアウトやデリバリーの実施なども検討してください。

## 5 経費に関する事項

事業者については、本来、行政財産使用料や貸付料を市に支払い、開設準備として改修工事の実施、備品や什器等を購入し、スタッフ人件費、材料費、光熱水費等を負担して事業を実施することになります。

しかしながら、レストラン、カフェやコンビニエンスストア等については、来訪者の利便性の向上になるとともに、職員の福利厚生にも資するため、市庁舎に付随して設置することはメリットが大きく、公共性が高く、必要不可欠な施設であります。一方で、今回募集する場所については、店舗としての集客性は低く、通常の募集方法では事業者の誘致が難しい場所であると認識しております。このことから、従来の店舗については、使用料及び光熱水費について、減額・免除の対象としておりました。

今回の事業者募集に際しても、イニシャルコスト及びランニングコストについて、事業者の提案のもと、軽減措置についても検討してまいります。

### 【従来の軽減例】

項目	軽減措置	軽減額
使用料（賃料）	免除	6,060,000 円※1
光熱水費	9割軽減	1,723,851 円※2

※1・・・使用面積 203 m<sup>2</sup>で積算（令和2年度単価による）

※2・・・平成31年度実績（年間1,915,390 円）

事業の提案に当たっては、  
イニシャルコストとして

① 事業者が开店準備のため市に負担を求める改修工事等（内容及び想定金額）ランニングコストとして

② 事業者が負担する賃料（軽減措置を希望する場合はその割合）

② 想定される光熱水費（軽減措置を希望する場合はその割合）

③ その他、市に負担を求める費用（内容及び金額）

を提案してください。

工事費や委託料などを市に求める場合、補正予算等を計上し、市議会の議決が必要となります。予算が確保できない場合、議決が認められない場合などには、契約を締結することはできません。

## 6 募集及び選定のスケジュール

ア 公募要項の配布	令和6年8月 9日（金）～ 9月20日（金）
イ 現地見学の実施	アの期間中 随時
ウ 質問の受付	9月 2日（月）～ 9月 6日（金）
エ 質問の回答	9月13日（金）
オ 申請書の受付	9月17日（火）～ 9月20日（金）
カ 資格適格の審査	9月下旬
キ 書類審査	9月下旬
ク プレゼン審査・選定	10月上旬
ケ 選定結果の通知	10月中旬
コ 優先交渉権者との協議	10月～11月 （補正予算等議決の必要がある場合は12月議会上程予定）
サ 優先交渉権者と契約締結	11月下旬 （補正予算等計上の必要がある場合は、議案可決後）
シ 开店・サービス提供開始	準備等完了後

## 7 公募に関する事項

### (1) 公募要項の掲示

ア 掲示場所：市ホームページからダウンロードしてください。

イ 掲示期間：8月9日（金）～9月20日（金）

### (2) 現地見学の実施

公募要項の掲示開始後、随時、現地見学を実施します。

店舗等設置に必要な改修工事等の詳細を定めるには、現状有姿を確認することは必

要不可欠となりますので、公募に当たっては、現地見学の実施を必須条件とします。

ア 実施日時：随時

イ 申込方法：現地見学申込書（様式第1号）に記入し、Eメールで提出してください。

ウ 質問等：各事業者からの質問に対して、担当者がその場で回答できるものについては回答します。その場合、質問及び回答の要旨をホームページにおいて公開します。なお、当日回答できない質問については、次の「質問の受付及び回答」において、再度質問をしてください。

### (3) 質問の受付及び回答

ア 受付期間：9月2日（月）～9月6日（金）午後5時15分

※質問書の受付期間を過ぎたものは受けません。

イ 受付方法：質問書（様式第2号）をEメールに添付して送信

ウ 質問に対する回答：9月13日（金）

ホームページ上にて回答しますので確認してください。回答に対する再質問は受けません。

## 8 応募に関する事項

### (1) 応募要件

応募できる者は次の全ての要件を満たす者としてします。

ア 応募ができる資格を有する者は、「1 有効活用事業者の募集について（はじめに）」に記載した内容を効果的・効率的に達成することができる法人又はその他の団体とし、同種の事業を運営している者としてします。個人での応募はできません。

イ 本社、本店又は主たる営業所、事業所等が、店舗等における事故など、緊急な対処を要する事態が発生した場合においても迅速に対応できる場所に有するものとします。

ウ 現地見学の実施を条件とします。

### (2) 事業者選定申請書の受付

ア 受付期間：9月17日（火）～9月20日（金）

イ 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）

ウ 提出方法：持参又は郵送（必着）で提出してください。なお、郵送の場合は、発送後担当あて電話連絡をお願いします。

### (3) 提出書類

以下の書類について、正本各1部、副本各10部を提出してください。

書類は原則A4サイズとし、A3サイズの場合は折り込み、ファイルに綴ってください。また、各書類にページを付してください。

- ア 事業者選定申請書（様式第3号）
- イ 団体概要（類似事業等の実績含む）（任意様式）
- ウ 企画提案書（任意様式）
- エ 想定経費内訳表（様式第4号）
- オ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- カ 令和4、5年度分の納税証明書（税務署で発行する納税証明書「その3の3」）
- キ 令和4、5年度分の決算書及び事業報告書

#### (4) 応募に係る注意事項

- ア 選定委員、本件業務に従事する職員及び関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。
- イ 応募に関して必要となる一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- ウ 提出された書類の内容変更及び書類の追加はできません。ただし、市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- エ 提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- オ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- カ 申請方法・提出期限等が守られなかった場合、提出書類に不備がある場合、この要項違反又は著しく逸脱した場合、不正行為があった場合には、失格となる場合があります。
- キ 応募1事業者につき、提案は1案とします。
- ク 事業者の提出する書類の著作権は、契約を締結するまでの間は応募者に帰属します。契約の締結後、選定された応募者の提出書類の著作権は市に帰属します。
- ケ 市は、提出書類（選定されていない応募者の提出書類を含む。）を和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）による公文書として取扱い、同条例による開示請求があった場合は、個人のプライバシーや企業秘密などの不開示情報に該当する部分を除き、開示します。
- コ 応募後に辞退する場合は、書面（様式任意）にて提出してください。

#### (5) 企画提案書について

事業計画書の作成に当たっては、次の項目を記載することを基本条件とします。



- ア レイアウト図、イメージ図
- イ 市民、来訪者及び職員等へ提供する事業の内容
- ウ 市庁舎議会棟1階に設置することの効果、アピールポイント
- エ 利用者の満足度の向上とにぎわい創出のための方策
- オ 希望する契約期間、事業計画及び開設までのスケジュール
- カ 市に負担を求める事項の概要
- キ 運営体制
- ク 緊急連絡体制

※上記以外の事項で提案したい事項があれば併せて記載してください。

## 9 審査及び選定に関する事項

### (1) 選定方法

事業者の選定については、和光市庁舎議会棟1階有効活用事業者選定委員会設置要領により設置された、市職員等による選定委員会の審査によるものとします。なお、審査の過程において、提案した者に対するプレゼンテーション審査を実施します。また、応募事業者が5者以上の場合は、書類審査を実施し、上位4者を選定のうえ、プレゼンテーション審査を実施します。

プレゼンテーション審査では、提出された企画提案書等をもとに、事業者からのプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを公開にて行います。（審査の詳細については、別紙1参照）

その後、選定委員会において提出書類及びプロポーザル審査の内容を踏まえて採点し、合議の上で評価を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

### (2) 選定の基準

提案内容について、次の評価項目に基づき、公正かつ適正に審査します（詳細については、別紙2を参照）。

選定については、委員全員の平均点をもって評価し、最も高い者を優先交渉権者として選定いたします。ただし、評価点が100点中60点に満たない場合には、選定対象外とします。

配点については、提案の内容について60点、市の財政上の負担について40点とします。

#### ア 提案内容に対する評価

提案内容に対する評価については、下記の4つの大項目について評価します。

- ① 有効活用事業者としての適正性、事業運営の安定性

- ② 市庁舎内に設置することの適合性、市にとってのメリット
- ③ 市民、来訪者及び職員等にとっての利便性
- ④ 周辺のにぎわいの創出

イ 市の財政上の負担に対する評価

市の財政上の負担に対する評価については、下記の2つの大項目について評価します。

- ② イニシャルコストについての負担
- ③ ランニングコストについての負担

(3) 応募者の失格

応募者が以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4第1項の規定に該当する場合
- イ 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している場合
- ウ 会社更生法、民事再生法に基づく再生又は再生手続を行っている場合
- エ 本市から指名停止措置を受けている場合
- オ 本市と現在係争中の場合
- カ 応募に関して、応募者の不正な行為が明らかになった場合

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、後日各応募者に対して文書にて通知すると同時に、市のホームページにおいて公表します。公表内容は、応募者数、選定方法、審査基準及び配点、審査結果（優先交渉権者及び評価点）及び選定された事業者の提案内容等です。

## 10 契約に関する事項

(1) 契約締結の流れ

- ア 市は、選定委員会の審査結果報告を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。
- イ 市は、優先交渉権者と協議を行います。  
※優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者と協議を行うものとします。
- ウ 市は、事業者との協議が整い次第、契約を締結します。
- エ 事業者が、提案及び協議後においてもイニシャルコスト及びランニングコストについて市に対して負担を求め、所管となる総務課の通常の予算を超えることとなっ

た場合には、市は、補正予算等を編成し、市議会へ議案を上程します。また、貸出条件により、議決案件となった場合にも同様に、市議会へ議案を上程します。

オ エの場合、市は、市議会の議決後に、当該事業者と契約を締結します。市の内部の協議により補正予算等を編成できない場合、市議会の議決を得られない場合には、契約を締結することができません。

カ 候補者が応募に関して負担した費用及び事業開始の準備のために負担した費用については、一切補償しません。

## 1 1 事業を実施するに当たっての留意事項

### (1) 関係法令の遵守

事業の実施に当たっては、各種法令例規を遵守しなければなりません。

### (2) 事業の再委託、転貸の禁止

事業者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。また、貸出施設について、第三者に転貸・使用させることはできません（フランチャイズ契約を結ぶ場合等は除く。）。ただし、一時的又はその一部について使用させる場合については、事前に市と協議し、許可を得た上で使用させることができるものとします。

## 1 2 事業の継続が困難になった場合の措置

### (1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合

事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合、市は契約の解除をできるものとします。その場合、市に生じた損害は、事業者が賠償するものとします。

### (2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他、市及び事業者いずれの責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合、事業継続の可否について両方で協議を行うものとします。協議の結果、事業の継続が困難と判断した場合、市は契約を解除できるものとします。

## 1 3 事業者の責任と義務

(1) 事業者は、善良なる管理者として施設を使用し、次の点を遵守して適切に運営してください。

ア 業務を運営するにあたり、業務従事者一人ひとりが市の一員であることの認識をもって接遇を行い、庁内サービスの向上に努めること

- イ 市の設備・備品について、業務遂行に当たり適切に使用すること
- ウ 事業者は、常に火気・保安・食品衛生管理に十分留意すること
- エ 業務従事者は、制服と社名入りネームプレートを着用すること
- オ 事業者は、円滑に運営するため、市での運営に関し管理者を指名し、各業務従事者のうちから責任を有する者を選任のうえ現場に配置すること
- カ 責任者が不在の場合に備え、その職務を代理するものを選任すること
- キ 事業者は、業務従事者の衛生・風紀・規律の維持に関し、一切の責任を負うこと
- ク 事業者は、盗難・火災等の発生に注意し、業務終了時には施錠などの確認を十分に行うこと
- ケ 事業者は、運営にあたり、市が不相当であると判断した事項については、直ちに改善の措置を講じること
- コ 業務従事者が通勤に乗用車を使用する場合は、駐車場を庁舎敷地外に確保すること
- サ 契約終了に伴う原状回復については、事業者の負担により、市担当職員の指定した期間において行うこと。なお、事業者が負担した必要経費、有益費及びその他一切の費用については、市に対して請求ができないものとする

(2) 事業者は、次の事案が発生した場合、直ちに市へ通報するとともに、遅滞なく市に事故報告書を提出してください。

- ア 食中毒が発生したとき
- イ 市の備品、使用器材等を破損させたとき
- ウ 業務中に事故が発生したとき

(3) 事業者は、市が実施する消防訓練及びその他庁舎管理運営上必要な事業に参加、協力してください。

(4) 事業者は、災害発生時、事故発生時又は事故に準ずる事案に適切に対応してください。

#### 1.4 その他

公募要項の内容が変更となった場合、すみやかに更新版を市ホームページへ掲載しますが、応募者等へ個別に通知することはありません。ホームページへ掲載した最終版が有効となりますのでご注意ください。

## 15 提出先・問い合わせ先

和光市総務部総務課庶務管財担当（和光市役所3階）

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号

電話 048-464-1111（内線 2377.2378.2381）

FAX 048-464-1234

Eメール a0400@city.wako.lg.jp ホームページ <https://www.city.wako.lg.jp/>

## 別紙 1

### 和光市庁舎議会棟 1階有効活用事業者選定プレゼン審査方法

#### 1 日時

令和6年10月21日（月） 午後1時30分～、午後2時30分～

#### 2 場所

和光市役所3階第三委員会室（初めに3階総務課前にお集まりください）

#### 3 提案者

公募要項に従い公募申請を行った団体（書類審査実施後）

また、公募申請時の提出書類における内容を逸脱しなければ、当日のプレゼンテーション用資料を配布しても良いこととします。

#### 4 内容

提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション

#### 5 時間配分

(1) プレゼンテーション 15分

(2) 質疑応答 20分

#### 6 提案人数

4人まで（内訳：発表者、PC作業員、現場担当者等）

※うち1人は同種事業の現場担当者等を出席させてください。

#### 7 利用可能備品

(1) マイク1本及びアンプ（原則全ての発表者が使用してください。）

(2) プロジェクター及びスクリーン

※パソコンでパワーポイントなどを使用する場合は、必要なデータを10月17日（木）までに担当へ提出してください。（当日はwindows10のPCを使用予定。）

※備品利用希望の場合は、10月11日（金）までに事務局へ連絡してください。

#### 8 プロポーザル審査傍聴の注意事項について

- (1) プロポーザル審査は公開で行います。
- (2) 他の提案者及びその関係者は傍聴できません。
- (3) 傍聴希望者が多数となった場合は、人数制限を行い、抽選を実施します。
- (4) 受付は、各事業者の提案開始5分前から行います。
- (5) 入場の際は、受付簿に氏名、住所等を記入していただきます。
- (6) 傍聴者に配布した資料は、退出時に回収します。
- (7) 携帯電話等は、マナーモードに設定又は電源をお切りください。
- (8) 会場内での写真撮影、録画、録音は禁止です。
- (9) 記録のため、担当職員が写真撮影及び録音をします。
- (10) 事務局の指示に従わない場合、退出していただく場合があります。

選定に係る評価項目

1 提案内容に対する評価（配点 60 点）

- (1) 有効活用事業者としての適正性、事業運営の安定性 配点 10 点
- ・市の提案内容を理解し、市の一員として事業運営を行う熱意を持っているか。
  - ・類似の事業の実績・経験を有しており、成果を上げているか。
  - ・安定した事業運営のための人員基盤、財政基盤等を有しているか。
- (2) 市庁舎内に設置することの適合性、市にとってのメリット 配点 20 点
- ・提案が、市庁舎議会棟 1 階を活用した事業としてふさわしいか。
  - ・提案が市（市庁舎）にとってのメリットが大きいのか。
  - ・他に例を見ない優れた提案になっているか。
- (3) 市民、来訪者及び職員等にとっての利便性 配点 20 点
- ・広く市民に周知し、多くの方が利用できるか。
  - ・市民文化センター利用者が利用できるか。
  - ・職員等が昼食時に利用できるか。
- (4) 周辺のにぎわいの創出 配点 10 点
- ・利用者が憩えるスペースが確保されているか。
  - ・提案事業を目的とした集客が見込めるか。
  - ・広沢複合施設、西大和団地及び自衛隊官舎エリア一帯の賑わいの創出につながるか。

2 市の財政上の負担に対する評価（配点 40 点）

- (1) イニシャルコストについての負担 配点 25 点
- ア 事業者が開店準備のため市に負担を求める費用
- |                      |        |
|----------------------|--------|
| ・市に負担を求めず、事業者負担で行う場合 | 25 点   |
| ・市の負担額が、50 万円未満の場合   | 20 点   |
| 100 万円未満             | 15 点   |
| それ以上となる場合            | 0～10 点 |
- (1) ランニングコストについての負担 配点 15 点
- ア 事業者が月々の賃料（年額 32,400 円／㎡以上※ 1）を支払い、光熱水費を全て負担するなど、市の負担が発生しない場合 15 点
- ※ 1・・・行政財産を使用する場合に算出された通常の使用料額
- イ 市の負担※ 2 が従前の軽減額（年額 7,783,851 円※ 3）より少ない場合



10点

※2・・・{(賃料軽減額) + (光熱水費軽減額) + (その他市に求める費用額)}

※3・・・レストラン当時の軽減額(賃料6,060,000円の免除+光熱水費1,723,851  
円の減額)

ウ 市の負担が従前の軽減額より多い場合

0～5点

年 月 日

和光市役所 総務部総務課 宛て

和光市庁舎議会棟1階有効活用事業者公募における現地見学申込書

公募を検討するに当たり、次のとおり、現地見学を申込みます。

第1希望日	月	日 ( )	午前・午後	時から
第2希望日	月	日 ( )	午前・午後	時から
第3希望日	月	日 ( )	午前・午後	時から

※見学時間は、1時間程度を予定

法人・団体名			
住所			
参加者氏名			
担当名【連絡先】			
所属		役職	
電話		FAX	
Eメール			

年 月 日

和光市役所 総務部総務課 宛て

和光市庁舎議会棟1階有効活用事業者公募に関する質問書

公募要項について、下記のとおり質問事項を提出します。

法人・団体名			
住所			
電話番号			
担当者名		Eメール	
項目	【資料名】 公募要項・その他（ ） 【ページ・項目】		
質問内容			

※ 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

和光市庁舎議会棟1階有効活用事業者選定申請書

年 月 日

和光市長 柴崎 光子 様

申請者 所在地  
名称  
代表者職・氏名 印

和光市庁舎議会棟1階有効活用事業者公募要項を理解し、失格要件に該当しないことを誓約し、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

1 提出書類の名称

- ア 事業者選定申請書（本様式）
- イ 団体概要（類似事業等の実績含む）
- ウ 企画提案書
- エ 想定経費内訳表
- オ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- カ 令和4、5年度分の納税証明書（税務署で発行する納税証明書「その3の3」）
- キ 令和4、5年度分の決算書及び事業報告書  
（その他、提出資料があれば記載）

2 担当者連絡先

想定経費内訳表

事業者名 \_\_\_\_\_

必要に応じて、行数を増やすなどの対応をお願いします。

1 イニシャルコストについて

① 開店準備のための改修工事等

項目（概要がわかるように記載）	想定金額
・	円

② ①のうち、市に財政負担を求める工事等

項目（概要がわかるように記載）	想定金額
・	円

2 ランニングコストについて（年額）

① 賃料（行政財産使用料として、事業者が市に支払う金額）

使用面積	単価	通常賃料	軽減希望割合※	軽減額
m <sup>2</sup>	32,400 円/m <sup>2</sup>	円	割軽減	円

※特に希望しない場合は、記入する必要はありません。（以下同じ）

② 想定される光熱水費

項目	金額	軽減希望割合※	軽減額
電気料金	円	割軽減	円
上下水道料金	円		円
ガス料金	円		円

③ その他、市に負担を求める費用※

項目	金額
	円

④ 市の財政負担額合計

合計	金額
計算式 (①の軽減額+②の軽減額+③の金額)	円